



マタハラを考えることは、
働きかたを考えること。

明治大学学部間共通総合講座

『OB・OGの体験を通して考える』

テーマ【マタニティ・ハラスメント】



2019.10.1

NPO法人マタハラNet

-マタニティハラスメント対策ネットワーク-

代表理事 宮下浩子



matahara net

プロフィール



宮下 浩子 (みやした ひろこ)
NPO法人マタハラNet 代表理事
～マタニティハラスメント対策ネットワーク～

■ 経歴

- 1988年7月 文化女子大学生生活造形学科 中退
- 1990年4月 インドネシアバリ島に服飾会社設立
- 2001年3月 インドネシアの会社を兄に譲渡し退社
- 2003年3月 ホームセンターにパート社員として勤務
- 同年7月 第二子妊娠をきっかけに解雇され本訴
- 2004年7月 こちらの要望を全て受け入れる勝利的和解で解決
- 2004年7月 飲食店勤務
- 2014年10月 マタハラNet運営に参加
- 2016年11月 NPO法人 マタニティハラスメント対策ネットワーク 代表理事就任
- 2017年9月 地域包括支援団体 ファイレールラビッツ浮間設立



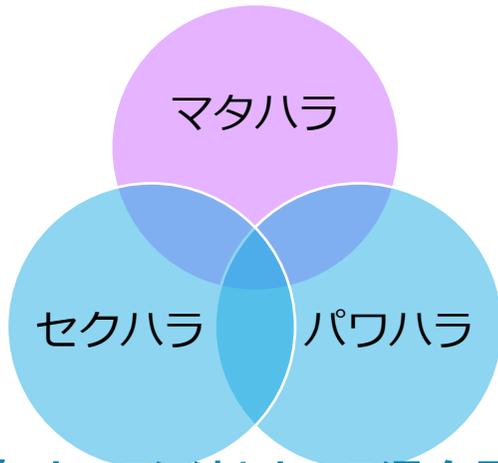
マタハラの体験と本訴を経験し、マタハラNetに寄せられるメール相談の対応や被害者のお茶会を担当。

21歳・16歳・11歳・9歳の4人の子の母。飲食店で働きながら下の2人を出産。16年勤務し、現在も働きながらマタハラNetの活動を続けている。マタハラNetの理解を促進する為と日本の働き方を見直す為に講演活動を行う。



マタハラとは？①

「マタハラ」とは、マタニティハラスメントの略で、働く女性が妊娠・出産・育児をきっかけに職場で①精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり(グレーマタハラ) 妊娠・出産・育児などを理由とした②解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりする(ブラックマタハラ)などの不当な扱いを意味することばです。



【マタハラにはセクハラ混合型、パワハラ混合型がある】

- 3大ハラスメントの1つ
- 正社員21.8% (5人に1人) 被害
派遣社員48.7% (2人に1人) 被害
- 働く女性「妊娠に不安」半数以上
- 女性の泣き寝入りが多い
- 流産・早産の危険性もあり

- 日本は第一子の妊娠を機に**約6割**の女性が仕事を辞める
- 育児休業を利用したあとに職場に復帰した割合は、正社員が**43.1%**、非正規労働者はわずか**4%**

- マタハラは**日本の少子化、労働力不足に直結する**

※**マタハラドノミ倒し** マタハラ⇒晩婚化⇒晩産化⇒**少子化**

マタハラ⇒待機児童・保育園の退園⇒就労不可能⇒**労働力不足**

- マタハラは感染度の高い「**伝染病**」

※**女性社員全体に対するハラスメント**



- マタハラは**グラデーション**して伝染する

※**ブラックマタハラ** ※**グレーマタハラ**

- マタハラは「**働き方の違いに対する最初のハラスメント**」



マタハラ4類型

matahara net

昭和の価値観押し付け型 (粘土層管理職)



「子どものことを
第一に考えないとダメだろう」
「君の体を心配して言ってるんだ」
「旦那さんの収入があるからいいじゃない」

性別役割分業

世代による考えの違いを理解できない

いじめ型

「迷惑なんだけど」
「休めていいよね」
「妊婦様って何様？」
「自己中」
「やる気あるの？」
「ズルしてる」



妊娠や出産で休んだ分の業務をカバーさせられる
同僚の怒りの先が会社ではなく労働者の妊婦に向いてしまう

悪意なし

個人型

悪意あり

労働の強制

組織型

労働の排除

パワハラ型



「時短勤務なんて許さない」
「夕方帰る正社員なんていない」
「(妊婦でも)甘えは許さない」
「特別扱いはしない」

妊娠や育児を理由に休んだり早く帰ったりすることを
許さない職場風土

追い出し型

「残業できないとほかの人に迷惑でしょ」
「子どもができたならやめてもらうよ」
「妊婦を雇う余裕はうちの会社にはない」
「産休・育休なんて制度はうちにはない」

一番わかりやすいマタハラ
ほとんどの女性が泣き寝入りする



長時間労働



マタハラ体験談

- 16年前近所のホームセンターでパート社員として働く
- 3か月後第二子を妊娠。妊娠と同時に切迫流産の恐れがあり、緊急入院。
- 上司(店長)に報告するが**妊婦は雇えないと退職強要**。
- ネットでメール相談。**妊娠を理由に解雇は違法**と知る。
- 再度、復帰を求め店長に話をしに行く。復帰は無理との返答。
- それ以上に数々の**暴言**を吐かれる。
- 上司や人事に復帰を求めるが受け入れてもらえず。
- 身重な体で**労働基準監督署**に行き相談するが、何もしてもらえなかった。
- 弁護士に相談し、復帰を求め訴える



主治医から就労許可が出たので復帰を申し出。

- 病院が許可出しても**妊婦を働かせる事はできない。**
- **部署移動はできない。**ホームセンターだから楽な部署は無い。
- 妊婦が居るとお客さんに気をつかわせてしまう。
- 妊婦が居ると社員やパート・アルバイトのコミュニケーションが取れなくなる。
- 妊婦が居ると他の働く人の負担が増える。
- もしも、何かあってこの職場で**お腹の子が死んだらいい噂がたたない。**
- **妊婦はのんびりお腹の赤ちゃんの事だけ考えてればいいんだよ。**
- 金銭的に大変なら、**旦那さんにもっと働いてもらえばいいじゃないか。**
- 法がどうのこうの言っただて、1つ1つの職種に合わせて作られた訳ではないから、**うちの職種は妊婦は働くの認めない。**働かせて何かあったって、国が責任とってくれるはずがないのだから、**妊婦はダメ**
- **一主婦が、大企業相手に戦えるものならやってみな！！**

基準監督署に相談

宮下さんは間違った事はしていない。しかし、会社側は本人が健康上の理由で退職したと言っている。何ら違法な事はしていない。会社側の顧問弁護士が言っています。ただ、会社の**妊産婦に対する対応策ができていない**ので、今後も指導はして行きます。さて、宮下さんは今後どうしますか？裁判しますか？調停しますか？何もませんか？・・・どれにするか決まったら連絡下さい。・・・藁をも掴む思いで相談に行ったが、**企業側の嘘を信じ**、私に対して事務的に終了。



勝利的和解

- 証人尋問など何度も裁判所に行く
- 相手側が嘘を言っているのが**証明**され、裁判官の指示で話し合いをする事になる。(会話の録音・同僚の証言)
- こちら側の要望を全て受け入れる勝利的和解で解決。

和解条項1～6項《職場復帰・休んでいる間の給与保証・暴言への謝罪・慰謝料など》

そのうちの4項

被告は法規を遵守し、妊産婦の働き続ける意向を尊重し、その働きやすい職場環境の維持・改善に努めるものとする。

自分さえ解決すれば良いで終わりにしたくはなかった



裁判終了後、他の女性に同じ思いをさせたくない、これ以上大切な命をなくしたくないと、講演活動や実名でメディア出演など子育てしながら細々と活動をする。
裁判記録を伝い、手記依頼があり

『小さな命 認めさせたくて・・・』を寄稿

その後も、インターネットで働く女性の状況をチェック
2014年マタハラ被害者団体をネットで知る。ボランティアとして手伝う。

2016年11月 NPO法人マタニティ対策ネットワーク代表理事に就任。

被害者本人や家族からのメール相談や、被害者お茶会、交流会など担当。

その他、被害者として実名顔出しで、講演や取材に応じ、マタハラの実態を社会的に啓発

- 例) 2014年 外国人記者クラブにて記者会見
- 2015年 日本初「非正規マタハラ実態調査」実施
- 2015年 非正規の育休取得の為に3要件緩和の為に署名を厚生労働省に提出
- 2016年 均等法&育児介護休業歩等の改正(マタハラ防止)が可決。

マタハラNetが参議院の付帯決議に参考人として陳述要望の多くが付帯決議に盛り込まれる。

2017年1月1日より「マタハラ防止対策」が企業に義務化されました。





就職するみなさんへ

'Be the first penguin'

将来どういう働き方をしたいですか？

自分はどう生きていきたいですか？

何が自分の**幸せ**ですか？

ご清聴ありがとうございました。